

大江町障害者計画〈第3期〉の概要

【計画の期間：平成29年度～平成33年度】

◆計画策定の趣旨

国や県の動向並びに本町の現状を踏まえ、障害のある人の自立と地域生活の推進のため、本町における障害者施策の新たな基本的計画として策定します。

◆計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に規定されている市町村障害者計画とし、障害者のための施策に関して基本的な事項を定めるものです。

【 計画の基本理念： 障害のある人もない人も、誰もが誇りと生きがいを持ち、共に生きる社会づくり 】

- ① ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、障害者が他の人々と等しく通常の生活を送れるよう自立のための支援と、自己の能力を最大限に発揮し充実した日常生活と社会参加促進のための支援を推進します。
- ② 障害者に対する誤解と偏見をなくすため、さまざまな場面で障害等への理解を深めることを推進し、地域住民、学校、職場などが共に支え合って暮らしていける地域づくりを目指します。
- ③ 福祉、保健・医療、教育、労働、生活などそれぞれの施策に係る関係機関との連携を図りながら、福祉サービスの充実を図っていきます。

◆基本計画の概要

1.啓発・広報の推進

- ・ 障害に関する理解促進の推進
- ・ 障害者団体の地域交流活動に対する支援
- ・ 介護マークの普及 等

2.保健・医療サービスとの連携

- ・ 各種健診事業の充実、事後指導を強化し疾病の早期発見・早期治療に向けた体制の整備
- ・ 在宅高齢者を対象とした介護予防事業の充実 等

3.保育・教育の充実

- ・ 障害が疑われる児童の早期発見に努め、関係機関連携による早期療育の体制の充実
- ・ 就学奨励費の支給や特別支援学校への通学を支援 等

4.相談体制・情報提供体制の充実

- ・ 適切な支援と情報提供のための相談支援事業の充実と各相談員等の活動強化
- ・ 西村山地域自立支援協議会によるネットワーク体制の充実 等

〈 課 題 〉

- ・ 障害者の高齢化への対応とその支援
- ・ 障害の早期発見と早期療育の体制整備
- ・ 保育、就学、就職といった切れ目のない支援
- ・ 様々な障害の特性に応じた対応
- ・ 障害者の経済的自立と社会参加への支援
- ・ 災害時等、地域全体での支えあいにより対応できる地域づくり

5.差別の解消と権利擁護の推進

- ・ 相談窓口の設置と関係機関のネットワーク体制整備の検討
- ・ 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知 等

6.社会参加の促進

- ・ 福祉タクシー券、給油券助成等の町単独事業の実施
- ・ 移動支援事業の推進と福祉有償運送事業の制度の周知 等

8.福祉サービスの充実

- ・ 介護給付や訓練等給付の充実により、障害者の安定した生活を支援
- ・ 障害者等の家族の身体的、精神的な負担軽減の支援 等

7.雇用・就業の充実

- ・ 就労移行支援事業や就労継続支援事業などの利用の促進 等

9.福祉のまちづくりの推進

- ・ 災害時要援護者リストの整備、活用と、町や地域の連携強化の推進
- ・ 緊急通報システムの周知等による障害者等の緊急時の安全確保の推進 等